

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省）

項 目 名	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直し及び延長	
税 目	所得税 租税特別措置法第10条の5の5 租税特別措置法施行令第5条の6の5 租税特別措置法施行規則第5条の12の2 法人税 租税特別措置法第42条の12の6、第68条の15の6の2 租税特別措置法施行令第27条の12の6、第39条の47 租税特別措置法施行規則第20条の10の2、第22条の33	
要 望 の 内 容	適用期限を2年間延長する。 ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形でより効果的に5Gインフラを整備するための所要の見直しを行う。	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (▲13,000 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>Society 5.0 の実現に向けた基幹インフラである5Gについて、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、オープン性の確保された5Gシステムの導入を支援することで、安全・安心な5Gインフラの構築を図る。また、国内通信キャリアが整備する5G基地局について、ベンダーの多様化・オープン化に資する形での導入を支援することで、多様なベンダーの新規市場参入及び通信キャリア自身のネットワーク管理能力の向上を図る。</p> <p>また、令和4年度以降に商用導入の本格化が見込まれるローカル5Gについて、安全性・信頼性の確保された5Gシステムの導入を引き続き支援することで、早期かつ確実な普及を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>5Gは、Society 5.0 の基幹インフラであり、その実現は、企業の生産性向上につながるだけでなく、防災やエネルギーなど、幅広い分野における社会課題解決に結びつくことが期待されるため、地域経済も含め、着実に普及していくことが必要である。</p> <p>また、5Gにより、サイバー空間と現実空間の高度な融合が実現することを踏まえれば、その基幹インフラには、高度の安全性・信頼性が求められる。この点は令和2年度税制改正要望時から更に高まっており、諸外国においても安全・安心な5Gシステムの導入に向けた取り組みが進むとともに、様々なベンダーの成長・参入を促すために必要なベンダー多様化・オープン化に対する期待が高まっている。</p> <p>このため、主務大臣の認定（①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性等）に基づき、安全で信頼できる5Gインフラの普及および多様なベンダー育成を促進するための税制上の措置を講ずる。</p> <p>なお、全国5Gシステムについて今回の改正要望において、ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形により効果的に5Gインフラを整備するための所要の見直しを行う。</p> <p>ローカル5Gについては、地域や産業分野の個別ニーズに合わせ、地域ごとの課題にきめ細かく対応できることから、生産性向上等の効果が大きいと期待される。一方、ローカル5Gは現時点では導入コストが低廉化していないため、ローカル5G導入による採算性を見込むことが容易でなく、サービスの円滑な導入、安全で信頼できるシステム構築に懸念がある。</p> <p>また、ローカル5Gの出荷は令和3年度以降順次拡大する見込みであり、商用導入の本格化は令和4年度以降となる見込みであるところ、本格的な商用導入開始時期に導入支援を実施することは重要である。</p> <p>このため、ローカル5Gシステムを導入する事業者に対して、引き続き税制特例措置を講ずることにより、安全で信頼できるローカル5Gシステムの円滑な導入を推進する必要がある。</p>
<p>今回の要望</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号） （目的） 第一条 この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この章及び第二十八条において同じ。）を確保しつ</p>

適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

○成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）

第2章 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

2. 5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G（ビヨンド5G）の推進

安全・安心な5Gの情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を推進する。今後の産業用途への拡大に必要な多数同時接続や超低遅延の機能が強化された5G（ポスト5G）、さらには6G（ビヨンド5G）の技術開発を推進する。

○成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

(2) 5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G（ビヨンド5G）の推進

i) 安心安全な5G・ローカル5Gやポスト5Gの推進

・低遅延や多数同時接続が可能となる全国5G・ローカル5Gの整備を、サイバーセキュリティやオープン性を確保しつつ推進するため、5G法に基づく税制支援措置等を行う。

・5Gについて、我が国の0-RANやvRANの取組に対する5G法による税制支援等の成果やシステム実用化の状況も踏まえつつ、G7各国等と連携してオープン化とベンダーの多様化によるセキュリティと強靱性の確保を進めるとともに、我が国企業の5Gに係る製品・システムの海外展開を推進する。

○経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

2. 官民挙げたデジタル化の加速

(2) 民間部門におけるDXの加速

デジタル基盤整備を加速し、マイナンバー制度等これまで構築した基盤も活用しながら、民間部門全体におけるDXやデジタル投資の加速に官民一体で取り組み、経済社会全体の生産性を徹底的に引き上げていく必要がある。

このため、DXの基盤である5Gの整備計画を税制支援も通じて加速し、地域カバー率を2023年度末に98%まで高めるとともに、ローカル5Gの開発実証等を進める。

○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）

・第五世代移動通信システム（5G）や光ファイバといった高度情報通信ネットワークの整備・維持・充実を図っていく必要がある。

・5G、ローカル5Gの整備については、税制支援措置等により安全性やオープン性等を確保しつつ推進するほか、ローカル5G開発実証を通じた5Gのソリューションの創出に取り組みつつ、携帯電話事業者による5Gのソリューションと併せて、多くの企業等において提供・利用しやすい仕組みの検討を行い、令和4年度（2022年度）中にその試行を開始する。

		<p>○まち・ひと・しごと創生基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信事業者等による 5G 基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を行うとともに、インフラシェアリングを活用した基地局整備を促進し、その整備を加速する。その際、5G、ローカル 5G の整備については、税制支援措置等により、安全性やオープン性等を確保しつつ推進する。
	政策の達成目標	<p>○Society 5.0 の実現に向けた基幹インフラである 5G について、税制に係る所要の見直しをした上で主務大臣の認定に基づく支援を行うことにより、安全で信頼できる 5G システムの普及を実現するとともに、ベンダーの多様化及び通信キャリアの主体的なネットワーク管理を実現する。</p> <p>○ローカル 5G について、税制特例措置を引き続き講ずることにより、安全で信頼できるローカル 5G システムの更なる円滑な導入を促進する。</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（2 年間）
	同上の期間中の達成目標	<p>【全国 5G】 ベンダーの多様化・オープン化に資する形での 5G 基地局の導入を支援し、安全・安心な 5G システムの普及を図る。</p> <p>【ローカル 5G】 ローカル 5G システム導入を支援し、円滑な市場拡大と価格の低減を目指す。</p>
	政策目標の達成状況	<p>【全国 5G】 各通信キャリアは全都道府県で 5G サービスを開始し、大規模な整備計画を発表するなど、5G 基地局の整備は進展中。</p> <p>【ローカル 5G】 令和 2 年 12 月にローカル 5G 用周波数を拡大し免許人も増加。本格的な商用導入が今後進展。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p><適用件数> 令和 4 年度：精査中 令和 5 年度：精査中</p> <p><適用額> 令和 4 年度：精査中 令和 5 年度：精査中</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	全国 5G 及びローカル 5G とも、令和 2 年度実績と比較し適用事業者数は増加する見込み。本要望措置により、多様な主体による安全・安心な 5G システムの普及が見込まれ、政策手段として適当である。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税：固定資産税に係る課税標準の特例措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	安全・安心な5Gシステムの普及という政策目的を達成する上で、コスト負担が生じる事業者に対し、一定の要件を設けた上で、税制措置を講じインセンティブを付与することは、政策手段として適当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和2年度 適用件数実績：66件 減収額実績：88百万円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	安全・安心な5Gシステムの普及が進展。なお、令和2年度は、税制適用条件である法律認定が令和2年12月となり、適用実績は4ヶ月という限られた期間によるもの。今後は適用件数が増加する見込み。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和2年度 創設	